

# 早期に着手すべき事業について

資料 1

項目	第1回協議会での意見	関係機関の検討結果 (対応案)	メモ欄
シカの食害	ニッコウキスゲ等の被害に対応するため、今期からニホンジカの捕獲対策を講じてほしい。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当面の対策 ニホンジカの個体数調整のため、平成19年度から霧ヶ峰周辺での広域捕獲を実施する。(資料2参照) シカによる植生被害対策事業として、平成20年度新たに車山肩周辺で防護柵の設置、ニホンジカの行動追跡調査等を計画する。また、ライトセンサス、植生被害調査を引き続いて行う。(資料3参照)</li> <li>2 中長期的対策 霧ヶ峰全体における継続的な鳥獣被害対策及びその実施体制については、平成20年度に霧ヶ峰自然環境保全協議会(以下「協議会」という。)で協議する。</li> </ol>	
草原の森林化	人工林以外の、元来草原であった場所は、雑木を処理すべきだ。 霧ヶ峰自然保護センターから車山にかけての地域は早く処理してほしい。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 諏訪市が実施する雑木処理の実施区域については、協議会で出された意見も踏まえ、平成20年度の雑木処理に先立つ打合せ会議において決定する。(資料4参照)</li> <li>2 協議会の場を通じ、雑木処理を実施する団体相互の連携体制を構築する。</li> </ol>	
レンゲツツジの面積拡大	レンゲツツジの面積が拡大している。 指定種になっているため伐採できないとのことだが、対策を講じるべきだ。	レンゲツツジは国定公園の指定種であることから、その対応方針については、平成20年度に協議会において検討し、合意形成を図る。(資料5参照)	
八島ヶ原湿原の乾燥化	鎌ヶ池の北側の雑木が増え、池の方に進出して八島ヶ原湿原の乾燥化の要因になっている。 天然記念物である湿原の中なのか外なのか判断できず、地権者としては手をつけられない状況だ。できれば県が中心になって対応をとっていただきたい。	八島ヶ原湿原は天然記念物であることから、学術的見地等に基づき充分検討した上、文化庁の許可が必要。八島ヶ原湿原とともに「霧ヶ峰湿原植物群落」として天然記念物に指定されている踊場湿原、車山湿原を含め、平成20年度に協議会において対応方針を検討する。 それに当たり、並行して、天然記念物の現状変更許可の可否等に関し文化庁との情報交換、調整等を行う。(資料5、6、7参照)	
車山肩のトイレ、駐車場の不足	以前から問題になっている車山肩のトイレの問題、駐車場の拡張の問題について早急に対応してほしい。	霧ヶ峰において地方公共団体が行う施設の整備及び維持管理を広域的かつ効果的に行うこと目的として、「霧ヶ峰公園施設等広域整備連絡会議」を平成19年度中に設置する。 この連絡会議は協議会の部会とし、諏訪市、茅野市、下諏訪町、諏訪建設事務所及び諏訪地方事務所の担当課で構成する(天然記念物「霧ヶ峰湿原植物群落」を担当する諏訪市及び下諏訪町教育委員会の担当課を含む。)。また、必要の都度関係者の出席を求め、意見を聴く。	
環境保全のための利用者負担のあり方	国・自治体の霧ヶ峰に関する予算は微々たるもの。利用者から「保全協力金」を徴収することを検討すべきだ。	平成20年度に協議会において検討し、合意形成を図る。(資料8参照)	
外来植物の繁殖拡大	外来種の侵入が著しい。対応を検討すべきだ。	外来種への全般的対応については、平成20年度に協議会において対応方針を検討する。 当面、外来種への対応の留意点を県がまとめ、平成19年度中に関係者に配布する。(資料9参照)	